



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年4月20日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
省エネ・再エネ 社会推進課	エネルギー係	松尾	内線 2942 直通 058-272-8835 FAX 058-272-8407

県内中小企業等における省エネ設備の導入を支援します

県では、エネルギー価格高騰への対応、さらには、2050年ネット・ゼロの実現に向け、県内中小企業等が省エネ効果の高い設備を導入する経費の一部を支援する補助金の募集を開始しますのでお知らせします。

記

1 補助金の名称

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（省エネ設備導入事業）

2 補助事業者

省エネルギー診断の結果に基づき、省エネ設備の新規導入・更新を行う県内の中小企業等

3 補助対象設備及び補助額等

補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付け、既存設備の撤去等に要する設備費及び工事費

補助率：1 / 3以内

上限：1,000万円、下限：30万円

4 主な補助要件

- ・省エネルギー診断（令和5年度から令和8年度実施分）の結果に基づき、省エネ設備の新規導入・更新を行うこと
- ・その他、詳細な要件は要領等をご確認ください

5 募集期間

令和8年4月27日（月）～6月5日（金）※必着

6 申請方法

- ・所定の申請書を作成し、必要書類を添付して、Logoフォームより提出してください。
- ・申請書の様式等と提出先のLogoフォーム、要綱・要領等は、下記のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/492485.html>

7 申請・問合せ先

岐阜県 環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁9階

TEL：058-272-8835 FAX：058-272-8407

E-mail：c11268@pref.gifu.lg.jp

受付時間：8時30分～17時15分 月曜日～金曜日（祝日除く）